

令和6年1月16日

令和5年度第2回
塩竈市入札監視委員会会議録

塩竈市管財契約課

塩竈市入札監視委員会会議録

令和6年1月16日（火曜日）午前9時30分 開会

出席委員（4名）

浦井義光 委員長
赤石雅英 委員長職務代理
品田誠司 委員
巻博之 委員

欠席委員（なし）

説明のために出席した者

危機管理課
議会事務局
選挙管理委員会事務局
土木課
下水道課

各課（係）長

事務局出席者

総務部管財契約課長
総務部管財契約課契約係長

1. 開会
2. 報告
3. 抽出事案の説明
4. 議題

(1) 抽出事案の審議

- | | |
|----------------------------|--------------|
| ①令和5年度 消防ポンプ自動車製造請負委託 | 【危機管理課】 |
| ②令和5年度 塩竈市議会タブレット端末等賃貸借 | 【議会事務局】 |
| ③-1塩竈市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託 | 【選挙管理委員会事務局】 |
| ③-2塩竈市議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託 | 【選挙管理委員会事務局】 |
| ④令5一単 新浜町藤倉線道路改良工事 | 【土木課】 |
| ⑤令5一単 新浜町二丁目污水管更新工事 | 【下水道課】 |

これより、塩竈市情報公開条例第10条に規定する情報を取り扱うため、発言委員名及び企業名は伏せて公開

○委員長 本日の進行でございますが、最初に業務委託契約3件を審議をいたしまして、休憩を挟んで、引き続き工事請負契約2件の審議を行いたいと思います。

では、まず初めに、「令和5年度 消防ポンプ自動車製造請負業務委託」について、担当課及び事務局から説明をお願いいたします。

○危機管理課 危機管理課高橋と申します。よろしくをお願いいたします。

早速1ページ、令和5年度消防ポンプ自動車製造請負業務委託について。

1番の委託内容ですが、平成15年度に購入しました老朽化した東部分団消防ポンプ自動車について、消防用ポンプを装備し、消火活動や各種災害活動に使用する消防ポンプ自動車を新たに購入するものとなっております。

2番の委託内容、別添の仕様書のとおりということなのですが、仕様書が全部で12ページございます。

3番の納入場所ですが、塩竈市芦畔町8-1、塩竈消防団東部分団機械器具置場内というふうになっております。

4番の委託期間ですが、契約日から令和6年2月16日金曜日となっております。

5番の予算額、2,646万5,000円以内。

6番の予算区分ですが、こちら補助金でして、石油貯蔵施設立地対策等交付金となっております。

7番の事業経過でございますが、昨年7月、指名委員会のほうにかけまして、8月、契約締結、来月ですね、2月に納車予定となっております。

以上、担当課よりの説明となります。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをお開き願えればと思います。

まず、資料の上段、発注方法といたしまして、今回、指名競争入札を採用しております。

続きまして、2の資格要件等でございますが、主な指名理由といたしまして2点ございます。

①といたしまして、県内に営業所を有し、消防車両での登録がある者、こちら20者おりました。

②といたしまして、先ほどの①のうち、宮城県内の官公庁・消防事務組合等におきまして消防特殊車両の納入実績がある者、10者、こちらを指名しております。

続きまして、4、金額等でございますが、落札金額が税抜きで2,340万円、落札率が98%。

契約の相手方が、株式会社A社となっております。

続きまして、資料の4ページをお開き願えればと思います。

こちらが本案件の契約台帳となっております。

こちらの右側の表をご覧くださいければと思います。こちらが入札の経過が分かる資料となっております。先ほどご説明したとおり、10者指名いたしました、2者辞退となったため、結果8者での応札となりまして、1回目の入札で落札となっております。

最後に、抽出理由となりました本市の発注基準についてでございますが、本市では、令和4年度までは一律に設計金額3,000万円以上の案件について一般競争を採用しておりました。しかし、今年度より、昨年度開催の入札監視委員会からの指摘等を踏まえまして、より透明性、公平性を確保するため、建設工事及び建設関連コンサルト業務につきましては、一般競争入札対象金額を設計金額3,000万円から1,000万円に引下げを行っております。しかしながら、本案件につきましては物品役務での発注でありまして、こちらにつきましてはこれまで同様、設計金額3,000万円未満だったため指名競争入札での発注となっております。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の方々からご質問等ありましたらお願いしたいと思います。委員、お願いします。

○委員 よろしく申し上げます。

幾つかなんです、危機管理課でということなんです、非常に詳細というか、専門的なものということなんです、これは危機管理課内に例えば消防の方が出向していて、その方が専門的に中身をきちんと確認した上での中身だということによろしいのでしょうかというのがまず第1点です。

第2点で、これはこういうものなのかもしれませんが、これ保証期間が1年というふうになっているんですけれども、日々というか、それなりにハードワークするものだから1年ということなのか、何かもうちょっと長い保証期間でもというふうに思うんですが、これはこういうものなのでしょうかというのがあります。

あと3点目、これが最後なんですけど、今現在2月16日ということではほぼ1か月前という状況なんですけど、8月7日に契約を締結し、来月ということで納車は大丈夫ですよというふうなことの確認で、以上3点でお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。では、この点いかがでしょうか。

○危機管理課 まず、1点目の消防車両の、うちのほうに昨年の4月から消防署のほうから実働の部隊の方が派遣として今2年間来ております。主に消防署の活動をされている方なので、消防車両には特に詳しいというか、そういう状況であります。かつ、消防団の担当としても今活躍してもらっている状況です。

2点目の保証期間というところなんですけど、消防車両のメーカーってこの入札した業者がメーカーというふうになっておりまして、こちらのほうでオートマ車、今、市内で消防団5個あるんですけども、全てオートマの車両を今使用している状況です。そうしますと、もう車の自動車メーカーとしてはB社の車両限定になってしまうという状況でして、マニュアルであればC社の自動車もあるんですけど、そういう状況です。保証期間、ちょっと1年というのが妥当なのかも、ちょっと、すみません、詳しく、帰って見ないとお答えできない部分なんですけど、前回の仕様も1年ということでやっておりました。

3番目の納期の関係なんですけれども、実は12月の中旬に車種のメーカーであるB社のほうから文書がちょっと来ていた状況です。どういった内容かといいますと、やはり世界情勢の急変による半導体の不足がちょっと生じておりますという状況です。なおかつ、今私たちが発注した車両については新型の車両ということになって、マイナーチェンジをした時期もあるんですけど、新型での発注しかできない状況ですということでしたので、新型の生産の開始が、実は12月の下旬から実際にやっている状況ですので、2月はちょっと間に合わないかなというのが正直なところなんです。ただ、私たちが入札した時期が8月だったので、その時点では当然B社のほうからもそういった連絡はなかったんで、そこを信じてやらざるを得なかったというのが本音でございます。

以上です。

○委員 大分遅れるという見込みでしょうか、そうすると。

○危機管理課 今、回答来ていたのが、ちょっと11か月ぐらい納期がずれるんじゃないかということ。

○委員 1年ということ。

○危機管理課 はい、1年です。

○委員 分かりました。

○委員長 その1年間なんですけれども、今使っておられる車で特段支障はないということ。

○危機管理課 はい。実際にここに、平成15年から使っておりまして、20年近く使ってはいるんですけれども、やはり消防車両の走行距離も実はそこまで大きく距離伸びていません、実際には。ただ、やはり20年前の機械と今で何が違うのかというと、消火活動をやる際に作業が一手順手間かかっていたりとか、そういう話は聞いていたので、その点だけですかね。

○委員長 分かりました。

○委員 よろしいですか。

やはり納期1年遅れるというのは、様々な事情があるんでしょうけれども、当初の、ですから契約遅延についてペナルティー条項といますか、じゃあ、今回入札で負けてしまったんだけれども、金額を見ると2,360万が2者、2,368万1者、2,380万1者とか、二、三十万とかなわけですよ。そうしたら、ほかのところはこちらの納期対応でどの程度早く納車できるのかということで、もし早めに対応ができる場合にはそちらに乗り換えることの可否、そういったことを検討されたことはありますでしょうか。

○危機管理課 消防車両のこのメーカー10者とも、実は入札前に質問はやはり同じ、今ご質問あったようなものは来ておりました。ただ、その時点では、やはり具体的にメーカーのほうからは遅れるかもしれないという話は業界のほうであったようです。ただ、うちのほうも見積り等取る際には、2月16日の日付では間に合うという回答であったためにこのようなスケジュールになってしまい、金額一番安いところでということになってしまった状況です。

○委員 オートマのトラクター部分というんですけれども、下の台車のところ、トラクター部分はオートマはB社しか造っていない。ただ、それが新型というふうにちょっと伺ったんですけれども、じゃあ、旧型で造ったらどうなのかなというところはいかがでしょうか。

○危機管理課 実際に契約8月に締結しているんですけれども、旧型車の受注の締切りが令和4年の9月までが旧型車両のみの受付だったようです。受注生産のためにですね。なので、私たちが契約締結したときにはもう新型車しかできないんですという話でありました。

○委員 ということは、何かタイミングがかなり悪いところに重なったという結論でしょうか。
はい、分かりました。

○委員長 ありがとうございます。

○委員 よろしいですか。

特に質問でもなくて、意見というか感想なんですけれども、先ほども冒頭で説明ありましたが、去年までは3,000万以上については一般競争でやっていた。今年度からは建設工事と、あと関連業務について1,000万以上であれば全て一般競争ということで、説明の中でも透明性とか競争性の確保の観点という部分があったんですが、やっぱり今の社会情勢見ていくと、やっぱり発注量がどんどん減っている建設工事とか関連業務に関して、そうした中でやっぱり受注機会の拡大というか、確保というか、そういうものも大変重要だと思いますので、ぜひこの1,000万以上の一般競争入札というのをぜひ継続していただければと思います。

○事務局 ありがとうございます。

先ほどちょっとご説明したんですけれども、今現在、我々のほうでは建設工事及びいわゆるコンサル業務、これについては一般競争入札の金額を1,000万基準でやっているんですけれども、今回のような物品、物を買ったり、何かを借りたりというのは、現在も3,000万基準で一般競争入札を行っておりますので、委員ご指摘のとおり、やはり透明性等々、公平性、競争性を高めるためにも、こちらの物品役務等、賃貸借につきましても、今後その指名競争入札の対象金額を3,000万から1,000万円に引き下げるような形についての検討は行っていきたいと考えております。

以上になります。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 すみません。一般的にというか、一般競争入札とするのか、指名競争入札とするかの基準といたしますか、合理的基準は、例えば、結論言うと今回は指名競争で正解じゃないかなと思うんです。つまり消防ポンプの自動車を作るメーカーというのはかなり限定されていて、一般にしても指名にしてもあまり大きな影響がない。であれば、登録あるいは過去に実績がある、しかも今回一応10者ですね、2者辞退しましたけれども。ということで、指名競争入札を選択したとしても十分に競争性が確保されていると。当初このようになるであろうということを見込んだので指名競争入札としたというのが妥当な回答。金額ありきではないんですよ。ですから、他の過去の、例えば、一番問題なのは、指名競争で過去に工事を行った経験のある業者のみを優先的に指名するというのが一番競争という観点からは問題があるので、そういった今回発注ではないと。ですから、そうでなければ、やはり先ほど委員から

も金額基準というのありましたけれども、そのところはそういったところで金額基準を重視して一般でやっていくとか、そういう考え方でやっていただければなと思います。

○委員長 ありがとうございます。委員の先生方、ほかにございますか。よろしいですか。

では、ありがとうございます。

それでは、「令和5年度 消防ポンプ自動車製造請負業務委託」の質疑を終わります。どうもありがとうございました。

よろしいですか。

続いて、「令和5年度 塩釜市議会タブレット端末等賃貸借」について、担当課及び事務局から説明をお願いいたします。

○議会事務局 それでは、議会事務局長の相澤と申します。また、隣、石垣担当係長、2人でご説明させていただきますのでよろしくをお願いいたします。

それでは、お手元の資料、令和5年度塩釜市議会タブレット端末等賃貸借の概要に沿ってご説明をさせていただきます。

1の導入目的でございますが、本事業につきましては、各種資料を電子化することによりまして紙資源の使用量及び各種資料の取り回しに係る稼働を削減し、また、敏速な資料配付や情報伝達を行うためにタブレット端末及び携帯電話通信回線等を導入したものでございます。

2の導入前の現状でございますが、①に記載の議会資料、それから②の情報伝達につきましては、全て紙書類をベースに対応していたものでございまして、詳細につきましては資料をご参照いただきたいと思います。

また、3の導入による効果についてでございますが、議会の資料においてはペーパーレス化など、それから、情報伝達につきましてはその敏速化が図られるものであります。詳細につきましては同様に資料をご参照いただければと思います。

4の主な仕様でございますけれども、D社製のiPadタブレット12.9インチモデル21台の賃貸借ということでございます。台数の内訳ですが、現在議員が18名いらっしゃいますので議員分として18台、事務局分として3台ということになります。なお、事務局につきましては、議員分の予備分としても活用していく方針でございます。

賃貸借の期間は3年間とさせていただいております。

附属品といたしまして、手書き入力機器でございますD社製のPencilなどといたしまして、通信回線につきましては、1台当たり1か月5ギガバイトのデータ容量を要求してい

るものでございます。また、アプリケーションについては、特定のものを指定はしてございません。

現在、既に各議員のほうに配付をさせていただいて連絡用等の使用を開始している状況でございます。今月からは各種資料の配付閲覧用としても活用を予定しているところでございます。

よろしくご審議くださいますよう、よろしくお願いいたします。

以上でございます。

○事務局 それでは、続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

まず、資料の上段、発注方法といたしましては、こちら指名競争入札を採用しております。続きまして、2の資格要件等でございますが、主な指名理由といたしまして3点ございます。

①といたしまして、本市の物品「OA機器」で登録がある者、こちらが119者おりました。

②といたしまして、先ほどの条件のうち、官公庁等のタブレット端末賃貸借及び保守の実績がある者、こちらが24者おりました。

最後、③といたしまして、先ほどの24者のうち、実績件数上位10者を今回指名いたしております。

続きまして、4、金額等でございますが、落札金額が税抜きで576万3,933円、落札率が83%。契約の相手方が、株式会社E社となっております。

続きまして、4ページをお開き願えればと思います。

こちらが本案件の物品契約台帳でございます。

こちらの右側の表をご覧くださいければと思います。先ほどご説明したとおり、こちらは10者指名を行いました。9者が辞退したため、結果1者での応札となりました。それで1回目の入札で落札となっております。

最後に、抽出理由となりました1者応札となった理由でございますが、契約担当といたしましては、仕様上の納期が短かったのではないかと考えております。その要因といたしましては、タブレット端末の導入時期を当初12月定例会と準備しておりましたが、本内容が、指名委員会等での指摘によりまして仕様書の見直し等があったためスケジュールがずれ込んでしまったことによるものと考えております。

私からは以上となります。よろしくお願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、ご質問等お願いいたします。委員、お願いいたします。

○委員 すみません、仕様書の中の、ちょっとすみません、私の理解が足りなかったらごめんなさい。5ページの、ページ数通算で5ですか、その中のタブレット端末の内蔵メモリ容量が128ギガバイトなんですけれども、これってメモリ容量が128ですか。

○委員長 お願いします。

○議会事務局 私から説明させていただきます。

これは、メモリにつきましては記憶容量が128ギガバイト以上という形にしておりまして、一応このモデルの一番下の容量という形になっております。よろしくお願いいたします。

○委員 あと、ある意味タブレットというものであればすぐ入ってくるし、いろんな業者さんも入ってきてもおかしくないと思うんですけれども、結局のところ1者になってしまったというふうなこの状況というのは、例えば、保守とかいろんな制限が厳し過ぎたのか、あるいは何らかの理由かとは思いますが、そのところは当局としてはどういった見解になっているのでしょうか。

○委員長 お願いします。

○議会事務局 今ご質問いただいた仕様の関係でございますが、先ほど契約の担当のほうからもあったように、当初は、やはり議会運営ということで、審議が止まるということに関しては結構なんでございますが、このシステム運用関係で止まるということについてはかなり議会の運営上支障があるということで、当初は通信事業者もしくはその関連会社ということで検討させていただいたんですが、その後、仕様を見直しまして、その通信事業者じゃなくても参加いただけるというふうな仕様を改善して参加企業の拡大を図ったというふうな経過がございます。

以上でございます。

○委員長 以上でよろしいですか。

○委員 はい。

○委員長 ほかの委員の先生方、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員 指名競争入札であるにもかかわらず1者しか応札がなかったという、これについて理由、辞退されたあるいは棄権された業者さんに対する理由のヒアリングとかはされましたでしょうか。

○委員長 お願いします。

○事務局 お答えします。

特に業者、今回辞退されました業者等へのヒアリング等は行っておりません。

以上になります。

○委員 いや、辞退、棄権がこれだけあるということは、やっぱり競争性が確保されていないということになりますので、その競争性が確保されていない原因が何かということは確認しておく必要があるかと思うんです。つまり形式さえ、要件さえ満たしていれば公正な競争が行われたんだというのは、ちょっと勝手な、ごめんなさい、勝手な解釈だと思います。皆さん、それぞれの理由があったはずで、1つは納期ですかね、何かそういったものもあるでしょうし、あるいは、何ていうんでしょうか、仕様がある特定の業者のみに有利になるような仕様になっていたとか、それが本当にその仕様が必要だったのかという、そういった検討が必要ではないかと思います。そうしないと、今回はこの入札結果が全く問題がないというふうにはいえないんだらうと思うんです。とすると、これはこれではしようがないとしても、次回のこういった入札の際に、ほかの、そのところを事前に、何か、どういう方法でかあれですけども、今回ヒアリングして、これが問題だったというのであれば、そこをクリアするためにどうしたらいいかということをおあらかじめ考えながら決められればいいんじゃないかなというふうに思います。

○事務局 ありがとうございます。

○委員長 委員の先生方、ほかにございませんか。委員、どうぞ。

○委員 すみません、ちょっとあと別な観点から。

市議会の議員の方、比較的年齢層が高い方が多いんじゃないかなと、今回若い方も結構いらっしやいましたけれども、そうすると、やっぱりこういうIT化とかには、反対とは言わなくても、あまり歓迎されないかもしれないんですが、やはり今後の流れといいますか、国全体のIT化、DX化ということを考えていけば、もう有無を言わず、もうチャレンジングとしてこういったIT化に進んでいかざるを得ないというふうに思いますので、その辺の説得、骨が折れるかと思うんですけども、何とぞよろしくをお願いします。

○委員長 お願いします。

○議会事務局 これまで、このタブレット導入の経過でございますけれども、議会内部に議会運営委員会というのがございまして、議員さんで構成されて全て議員さんで決めるというふう

な内容でございますが、その議論において、今ご懸念いただいたようなご意見は、要するに反対する意見といったものは特に出なくて、どちらかというとなが市議会のほうについては前向きにご検討いただいたという経過でございましたので、引き続き前向きにということでございます。

あと、先ほどご指摘いただきました特定の仕様になっていないのかというふうな懸念については、こちらの積算に当たりましては、指名委員会で業者指名をいただきまして見積りを頂いております。2者、複数者頂いておりますので、どこか特定の業者しかといった部分についてはなかったのではないかなというふうに担当課では考えていることを補足させていただきます。

以上でございます。

○委員長 ありがとうございます。委員の先生方、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員 すみません、もう一つ確認なんですけど、これは毎月の常任委員会などでも通常使われるというか、それに向けた資料も全部これに今後は一括でということ、いわゆる定例会だけではなくて、毎月の委員会あるいは中身によれば広報ツールとしても全部使うというので、これに一元化するというので、そういう理解でよろしいんですか。

○議会事務局 はい、おっしゃるとおりでございます。本会議はもちろん、各常任委員会、それから、市のほうから様々なマスコミに向けた情報発信が事前に議会のほうにも情報提供ありますが、そういったプレスリリースの内容に至るまでも情報共有としてこのタブレットを使いまして、同時ですね、今までですとやっぱりファクスで送信したり、郵送でしたりということで、議員さんがそこに情報を得るタイムラグが少なからずあったと思いますが、今はタブレットは常に携帯していただくようにというふうな取扱いでお願いしておりますので、同時、そして平等に情報発信ができるという環境が整ったというふうに考えてございます。

○委員 ありがとうございます。

○委員長 ほかにございませんか。

○委員長 私としても、委員がおっしゃったように、ほかにこれまでも同じパターンが結構見られたんですけども、ずっと皆さん辞退しちゃって1者だけ残っちゃってというのが結構見られます。やっぱりなぜ辞退されたのかというのは聞いていただきたいなと思うんです。いろんなそこからいい情報なんかも得られるかもわかりませんので、その点をお願いしたいなと思います。どうもありがとうございます。

それでは、これでよろしいでしょうか。

「令和5年度 塩釜市議会タブレット端末等賃貸借」の質疑を終わりたいと思います。どうもありがとうございました。ご苦労さまでした。

それでは、続きまして、塩竈市長選挙ポスター。よろしいですか。（「お願いします」の声あり）

では、よろしいですか。「塩竈市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託」及び「塩竈市議会議員選挙ポスター掲示場設置等業務委託」については、これ同旨案件と考えられますので、一括して担当課及び事務局より説明をお願いいたします。最初に担当課からお願いします。

○選挙管理委員会 選挙管理委員会の事務局の小林と大森となります。私のほうからご説明させていただきます。

まず、塩竈市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託でございます。

こちらの業務内容でございますけれども、公職選挙法に基づき、塩竈市長選挙戦のポスター掲示場、掲示板を市内117か所に設置しまして、選挙期間終了後に撤去するという業務でございます。また、投票日の前日に市選挙管理委員会の倉庫から集会所や学校などの投票所23か所へ必要な机や記載台、椅子などを運搬し、選挙終了後に倉庫に戻すための運搬というふうな業務となっております。

○事務局 続きまして、契約担当より市長選挙のほうの契約の概要をご説明いたします。

まず、資料の2ページをお開き願えればと思います。

まず、資料の上段、発注方法といたしましては、こちらが1者特命随意契約となっております。

続きまして、随意契約理由でございますが、こちらにつきましてはF社への発注となっております。理由といたしましては、健康で働く意欲と能力を持った高齢者が自らの生きがいを進めて、地域社会に寄与することを目的としています非営利団体のため、高齢者等の雇用の安定に関する法律に基づきまして1者特命随意契約としたものでございます。

続きまして、4の金額等でございますが、こちらが落札金額税抜きで198万円、落札率が98%。

契約の相手方が、F社となっております。

続きまして、4ページをお開き願います。

こちらが本案件の契約台帳となっております。

右側の表をご覧くださいと思います。こちらが入札の経過報告書でございますが、先ほどご説明しましたとおり、こちらの案件につきましては1者特命随意契約ですので、F社1者からの見積りを徴収した結果、1回目の応札でこちらに落札となった案件でございます。

私からは以上となります。

○選挙管理委員会 続きまして、③-2です。塩竈市議会選挙ポスター掲示場設置等業務委託となります。

こちらについては、塩竈市議会選挙のポスター掲示板をこちらについては市内117か所に設置し、選挙終了後に撤去するというものとなっております。

こちらの分割した発注の理由ということでございますけれども、選挙看板については、主に、これまでも生きがい対策として、法律に基づくものとして設置されたF社のほうに就業機会の提供ということで発注を行ってきたというものでございました。今回についても、市長選については設置する看板が1.8メートル、0.9メートルという比較的簡単に設置することが可能ということから、F社のほうに発注ということでしたわけでございますけれども、一方で、市議選のほうの看板が4.6メートル、高さ1.35メートルということで非常に大きいということから、F社での設置と、要は運搬やるということが非常に難しいということでございまして、F社の一括発注ということではなく、2本の分割発注というふうなことになったというものでございます。

以上が分割した理由となります。

○事務局 続きまして、契約の担当のほうから契約の概要についてご説明いたします。

こちら資料の2ページをお開き願えればと思います。

こちらの発注方法といたしましては、指名競争入札を採用しております。

続きまして、2の資格要件等でございますが、主な指名理由といたしまして2点ございます。

1点目、①は、本市に営業所等を有し、土木一式工事で登録がある者、こちらが29者おりました。

②といたしまして、先ほどの29者のうち、物品役務部門（その他業務）で登録がある者、10者、こちらを今回指名しております。

続きまして、4、金額等でございますが、落札金額が税抜きで1,000万円、落札率が98%。

契約の相手方が、G社となっております。

続きまして、また4ページをお開き願えればと思います。

こちらが本案件の契約台帳でございます。

また、右側の表をご覧くださいと思います。先ほどご説明しましたとおり、こちら10者指名を行いました、当日は2者入札に参加いただきました。ただ、うち1者は金額を入れずに辞退札を出していただきましたので、実質1者応札となっているものでございます。

最後に、抽出理由となりました実質1者応札となった理由でございますが、契約担当といたしましては、こちらも履行期間が短かったことが原因ではないかと考えております。実際、本案件の契約日が令和5年7月27日なんです、仕様書の期間が令和5年7月31日から8月19日までとなっております、この期間にはお盆等期間を挟みますので、実質2週間程度での作業期間となっているためではないかと考えております。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、委員の先生方、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員 直感的にやっぱりこれは高齢者の対策ということは分かりつつも、一括してやれないものなのかなというふうには直感的には思う案件かなと思います。

あと、ちょっと以前というか、これ国政選挙などではどうなっていたのかなというふうに思っております、あちらも同じ、そういう形だとすると、そんなにたくさんの大きな、何ていうんですか、看板ではないかもということだとすると、そのときにはどうなっていたのかなというふうには思います。ある意味、市長選挙とか市議会議員選挙というのは大体にして年月というのが決まりますけれども、国政選挙とかになると逆に急に行われるとかということになると思うので、そのときはまたかえってこういう事態も含めて大変だったのかどうか、ちょっとそこらの部分の、過去のお話で申し訳ありませんが、幾つか教えていただければと思います。

○委員長 お願いします。

○選挙管理委員会 国政選挙につきましては、選挙区のほうの掲示板の掲示ということで、比例区のほうがないものなので6名から8名ということの掲示板になりまして、F社のほうで荷物の搬入、設置ということを行ってございました。

市議選だけが36名とか議員数が多いものなので、大きいということで、4年のたびに分割発注という形でなっているという状況が続いておりました。

以上です。

○委員長 ほかに委員の先生、委員、お願いします。

○委員 すみません、今回、市長選はポスター貼ったんでしたっけ。たしか無投票だから選挙がなしだったんですよね。

○選挙管理委員会 選挙はなしなんですけれども、貼ることになるんです。立候補の届出出して、朝に貼ってというふうな形になりますが、結局、5時過ぎても誰も出なければ1枚で終わったということになりますので、法律上は準備はしなければいけないとなっております。県議選も同じような形だったと思っております、前回はですね。

以上です。

○委員 すみません。ですから、市長選と市議会選挙、同日ですよ、選挙を行うのは。ただ、ポスターを貼る時期がちょっとずれるんですか。あるいは看板を設置する時期、ポスターを貼る時期と違いますか。

○選挙管理委員会 ありがとうございます。

同じく、投票の受付する日は同じ日でございますので、時期は告示日という形になりますので、実際に8月21日が投票日ですとその1週間前の日曜日が告示日と、市議選、市長選も同じ日なので、ちょっと業務的には期間は同じになります。

○委員 ということであれば、117か所については場所も同じですよ。そうすると、やっぱり同一業者が行ったほうがもう作業効率は絶対にいいわけで、確かにF社を優先的にというのももちろん重要なあれなんですけれども、それであれば、投票所のその設置、片づけ業務のみをF社に委託し、看板の設置業務は一括で発注をするというのが経済合理性の観点からは、あるいは現場の作業だって同一の業者が1回でやればいいはずだから、そこに関わる交通費とか、それから作業の工具代、部品代、人件費も、これが節約できるのは明らかなので、何かやはり若干無理があるかなという。過去の慣例ということを重視されているというのは分かるんですけれども、ちょっとその過去の慣例も、その時代はそうだけれども、今時代が変わってきているので、やはり見直しされたほうがいいかなという気が個人的にはいたします。

○選挙管理委員会 ありがとうございます。

○委員長 ほかに委員の先生方、ございますか。委員、お願いします。

○委員 ちょっと、その分割にした理由とかは大体承知しました。

ちょっとF社に発注する場合と、あとこっちの普通の建設会社に発注する場合で、要は積算上の話なんですけど、その諸経費の考え方とかが多分変わってくると感じていて、これはあれ

ですか、それぞれ見積りで積算しているのか、それとも何か定期的にやってる業務みたいなので、何かそれなりに何か試算としての何か積算の方法みたいなやつが決め事あるのか、ちょっとその辺だけちょっと教えていただきたいのですが。

○選挙管理委員会 積算の方法ですけれども、どちらも見積りを基にしたものとなります。

F社というのは生きがい対策ということで営利目的というふうなことではないので、そちらについては実際に作業に支払う労務費と、あとは消耗品とかトラックに係る代金とかに掛ける10%の準備費というのが乗じたものというふうなことでなっております。

また一方、業者というのは従業員の生活のための利益というふうなこともございますので、そちらについては現場管理費あるいは一般管理費という部分とか、そういった経費も一緒に含まれているような見積りというふうな形になっているという状況でございます。

以上です。

○委員長 よろしいでしょうか。

○委員 はい。

○委員長 ほかに。委員、お願いします。

○委員 すみません、こういった選挙関連の業務というのは、本当に純粋な公益業務になるかなというふうに思うんです。ちょっと私、今回のケースでいうならば、一括発注、市長選と市議会選一括発注するけれども、作業員にF社で契約されている作業員をできる範囲内で活用することを条件にするというやり方も可能じゃないかなというふうに思います。1者にしかなかった理由が、先ほど伺ったならば、期間中お盆があった云々ですよね。まあ本当にそうなのかなという、あるいはほかの仕事があったから、これそんなに利益高くないからということがどうしても想像されてしまうので、であれば、その彼らの弱いマイナスポイントをF社の人たちを使うことによってカバーして、それについてはF社に払う金額はこちらで積算している範囲内で、そうすると車代は要らないし、様々な準備のあれも要らないし、そういった業者に全部任せればいいわけだから、それが一番効果的かなというふうに思いましたので、今後の検討に、いや、検討していただければと思います。

以上です。

○選挙管理委員会 ありがとうございます。

○委員長 よろしいでしょうか。では、ありがとうございました。

これで「塩竈市長選挙ポスター掲示場設置等業務委託」及び「塩竈市議会議員選挙ポスター

掲示場設置等業務委託」の質疑を終わります。

どうしましょう。これで10分程度休憩を入れますか。じゃあ10分、今、始めるのをじゃあどうしましょう、40分。（「はい」の声あり）じゃあ10時40分から始めたいと思いますので、お願いいたします。

午前10時30分 休憩

午前10時40分 再開

○委員長 それでは、審議を再開したいと思います。よろしくお願いいたします。

「令5一単 新浜町藤倉線道路改良工事」につきまして、担当課及び事務局から説明をお願いいたします。

○土木課 土木課鈴木と申します。よろしくお願いいたします。

それでは、審議案件4番について説明いたしますので、資料の1ページをお開き願います。

事業名は、令5一単 新浜町藤倉線道路改良工事でございます。

まず初めに、この工事に至る経過をちょっとご説明したいと思いますので、右下の図面、左側が発注図面となりますので、こちら見ながらちょっと説明したいと思います。

当該地は、平成10年に都市計画事業として市道新浜町藤倉線、図面でいいますと88-7と記載されている部分を整備いたしました。下の宅地88-22と記載されている部分が高低差があったため、のり面の構造の土盛りをいたしました。のり面の一部が民地に越境する構造となり、当時、地権者に承諾をいただきながら道路整備を行った状況でございます。

その後、土地売買により地権者が変わって、昨年、新しい地権者から住宅の新築に当たりまして土地の有効利用を図りたいというような相談がありまして、民地内に構造物が入らないように、新築工事に合わせ、道路ののり面構造を擁壁構造に変更するのが今回の工事でございます。

今回ご指摘いただきました変更の理由でございますが、資料の横断図、右下の左側の図面をご覧ください。発注時におきましては、この図面を使いまして構造検討に当たり、埋蔵物についての埋設の位置ですとか、そういったものを確認し、検討の結果、擁壁を重力構造といたしました。契約後に施工に当たり試掘を行いました。当該地はちょうどカーブ区間であったために標準横断図よりも埋設管が構造物に近接していることが分かり、十分な離隔が確保できないことが判明いたしました。そのため、構造物の検討を行った結果、施工による影

響範囲や施工スピードなどを考慮した結果、H形鋼を親ぐいとした親ぐい横矢板工法に変更することといたしました。それが資料の右下の図面右側の図面となります。このため、結果的に38.6%の増、144万4,300円の内容変更となったこととございます。

土木課からの説明は以上となります。

○委員長 ありがとうございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

まず、発注方法といたしましては、指名競争入札を採用いたしました。

続きまして、2の資格要件等でございますが、主な指名理由といたしまして2点ございます。

①といたしまして、市内に営業所等を有し、土木一式工事B・Cランクで登録がある者、こちら19者ございました。

2点目、②といたしまして、先ほどの19者のうち、本市の指名停止等の期間中でない者、同様に19者を指名しております。

続きまして、4、金額等でございますが、こちら落札金額が税抜きで340万円、落札率が84%。

契約の相手方が、H社となっております。

続きまして、4ページをお開き願います。

こちらが本案件の契約台帳となっております。

こちらの右側の表をご覧くださいと思います。先ほどご説明したとおり、19者指名しましたが、16者が辞退となりました。よって、3者での応札となりまして、1回目の入札でこちら落札となっております。

私からは以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、令5一単 新浜町藤倉線道路改良工事について質疑をしたいと思いますが、委員の先生方、いかがでしょうか。委員、お願いいたします。

○委員 設計変更の理由につきましては理解いたしました。変更率が38.6%ということで、比較的ちょっと高いのかなと思っていましたが、その理由は理解しました。

ちなみに、塩竈市さんの場合は、工事の変更するに当たって、例えば、3割超えたときはこういう手続をするであるとか、そういった設計変更するときの取扱いの要領的というか、何

かそういう決まりみたいのは設けていらっしゃるのでしょうか。

○委員長 よろしいでしょうか。

○土木課 建設工事に係る設計変更事務取扱要領というものがございまして、そちらの中では、30%を超える場合は別発注という決まりがございまして、ただし、ただしの規定がございまして、今回は30%を超えることが増工時には分かったんですが、要は別発注にすると契約等で時間がかかりまして、先ほど申し上げましたように、下の土地の方の建築計画に大きくスケジュール的な問題を影響を残すということで、今回は変更率が30%を超えましたけれども、そういったところを考慮いたしまして増工対応にしたということでございます。

一応、取扱いの中では、30%までは中でやって、30%を超えるときは別発注ということになってございます。

以上でございます。

○委員 分かりました。

○委員長 委員、お願いします。

○委員 こういう土木工事で、何ていうんですか、例えば、掘ってみなければ分からないということで、例えば、素人考えながら、遺跡とかそういうものなら掘ってみなければ分からないとかというふうに思うんですが、これ埋設の管の位置ということだとすると、やっぱりある程度予測というか、そういうことが可能だったのではないかなと思うんです。例えば、今言ったとおりに、掘ってみたら遺跡が出てきて延期になったとか、変わったというのは分かるんですけれども、それなりに図面というか、そういうものが残っていなかったのかなと。そうだとすると、ある程度最初からこの金額的なものだだとすると、もう少し入札の業者さんたちもチャレンジできたんじゃないかなと思うんですが、そこのところはいかがでしょう。

○土木課 今回の設計に至りましては標準横断図を基にやりましたので、通常であれば試掘をしたりとか、そういった方法もあるとは思いますが、今回はそういったことではなくて標準横断図だけでやってしまったので、たまたま今回カーブ区間ということで、真っすぐのやつがそのままカーブのなりでちょっと寄ってきてしまったという結果でございます。本来であればそういったことも必要だったのかなというふうに思っております。

○委員 そうすると、最初に、もし仮に試掘ということをやっていると、恐らく当初の金額というのは、もうちょっとこの変更に近いような一定程度の金額になっていたかもしれないということはあるわけですね。

○土木課 はい。

○委員長 ほかに。

○委員 変更が30%を超えた場合には別発注を原則にされているというお話なんです、それは、例えば距離が延びただとか、工事内容は基本的にあんまり変わらないんだけど何かという場合には妥当するかと思うんですが、今回のように擁壁工事からH鋼に変更するという事で全く別工事になっちゃっているんじゃないかというふうに思うんです。やはりそこももちろん様々な要因を検討しなきゃいけないです。そこの必要性に基づく工期、いつまでに完成させなきゃいけないという制限がどの程度強いのか。つまり本来はもう一回、新しい事実が発見されて、当初の発注とは違う工事になっちゃったわけだから、もう一度やり直して再入札をかけるべき工事なのではないかというふうに思ってしまう。ですから、H社さんは擁壁については非常にノウハウを持っていて、これだけ金額が違うわけですから、当初の。だけれども、もしかしたらH鋼の性質だと別な業者さんがノウハウを持っているという可能性があるように思いまして、やはりちょっとそこの、やはり金額が30%超えているので、こういう場合にはそういった検討をするということは今後も、全部もう一回ね、もう一回発注するという。それも検討した上で、だけれども工期が決まっているのでやむなくというんだったら分かるんですけども、何かその辺のところはちょっと詰め方が、もう少し詰めていただければよかったのかなというふうに思います。

○委員長 ほかにご意見とかございますか。担当者、よろしいですか。ないですか、ご発言。

○土木課 はい。

○委員長 委員。

○委員 今回の工事の件は理解いたしました。

発注に際して、今回、土木一式工事のBとCの混合入札ということで、これ何かすごいいいなと思っていて、やっぱりBランクとかCランクの下位の等級の人たちって今仕事なくて、どっちかという民間工事であったり、または上位等級の業者の下請とか、そういった中に入っているというのが実情だというふうに聞いております。そういった中で、こういうふうに下位等級の人たちにも受注機会を与えるという部分についてはすごいいいと思いますので、これ、ちなみに、例えばAとSの上位等級の混合入札とか、そういうものも実際はやっていらっしゃるんですか、塩竈市さん。

○事務局 お答えいたします。

先ほどの委員からのご指摘のとおり、本来、本市では1,000万未満の工事がCランク発注なんですけれども、昨年、土木一式のCランク工事、1,000万未満の小額工事なんですけれども、不調がかなり多くございました。そこで、今年度1,000万未満のCランク工事につきましては、Bランクのほうも合わせた形での入札行っておりまして、入札不調対策を行っているものがございます。

なお、そのほかの業者につきましては特に混合というのは行っていませんで、まずその発注のランクごとの発注となっております。例えば、土木でしたら、3,000万以上でしたらAランク業者のみということで、その後、不調が続きましたら、いろいろ混合とかですか、そういったものをいろいろ考慮しながらの発注は行っているんですけれども、その他につきましては、まずはランクどおりの発注としております。

以上となります。

○委員長 ほかに先生方、よろしいでしょうか。ありがとうございました。

それでは、「令5一単 新浜町藤倉線道路改良工事」の質疑を終わります。どうもご苦労さまでした。（「ありがとうございました」の声あり）

それでは、続きまして、「令5一単 新浜町二丁目污水管更新工事」につきまして、担当課及び事務局から説明をお願いいたします。

○下水道課 下水道課佐藤と申します。隣は小林と申します。

それでは、工事の概要につきまして説明させていただきます。

1ページとなります。

まず、工事名でございますけれども、令5一単 新浜町二丁目污水管更新工事になります。場所のほうは新浜二丁目地内ということでございます。

工事内容につきましては、污水の管渠のほうを75.4メートル開削工事で復旧するという形になっております。人孔のほうが1か所つけるという形で、契約日、工期につきましては記載のとおりでございます。

契約金額が6,699万となっております。

受注者のほうが、こちらのほうは地元のI社となっております。

こちらにつきましては、先ほど復旧と申しましたけれども、管のたわみというのがございまして、5センチから最大10センチというたわみが発生してございまして、その部分で管のほうを入れ替えるという形となっております。

以上でございます。

○事務局 続きまして、契約担当より契約の概要をご説明いたします。

資料の2ページをお開き願います。

まず、発注方法といたしまして、こちらにつきましては一般競争入札の総合評価落札方式を採用しております。

続きまして、2の資格要件等でございますが、主な参加資格の要件といたしまして3点ございます。

①といたしまして、営業所等を宮城県内に有していること。

②といたしまして、先ほどの①のうち、土木一式工事業における建設業の許可を受けていること、こちらが540者ございます。

③といたしまして、先ほどの540者のうち、経営規模等評価結果通知書の土木一式工事の評価点が700点以上、かつ、1級技術者が2名以上であること。こちらが本市の土木工事のAランク業者という要件でございます。この要件で一般競争入札を実施いたしました。

続きまして、4の金額等につきましては、先ほど下水道課のほうで説明ありましたので割愛させていただきます。

続きまして、4ページをお開き願います。

こちらが本案件の契約台帳となっております。

こちらの右側の表をご覧くださいければと思います。こちらは、当日5者入札参加いただきまして、第1回目の入札で、番号1番のJ社さんと、あと番号2のK社のほうが最低制限価格を下回ったため、こちら失格となっております。結果的には、I社が、入札価格では第2位の金額だったんですけれども、価格以外の評価点で入札価格第1位のL社を上回ったため、落札者となったものでございます。

最後に、今回抽出理由となりました本市の総合評価落札方式の基準でございますが、本市の発注基準といたしまして、建設工事の設計金額が3,000万円以上、かつ、工種が土木一式工事、建築一式工事、管工事、舗装工事、水道布設工事の5工種におきまして一般競争の総合評価落札方式を現在採用しております。

また、総合評価落札方式の種類といたしましては、特別簡易型を採用しております。この方式につきましては、技術提案や施工計画を評価するのではなくて、これまでの施工実績や配置技術者の施工経験、地域社会貢献等を定量的な評点で評価しまして、入札金額とそれ以外

の価格評価を総合して落札者を決定するものでございます。

なお、特別簡易型につきましては、評価項目のうち、地域貢献の割合が高いのが特徴でありまして、地元企業に有利な入札制度となっております。

私のほうからは以上となります。よろしく願いいたします。

○委員長 ありがとうございます。

それでは、質疑に入りたいと思いますが、委員の先生方、いかがでしょうか。委員、お願いします。

○委員 最低制限価格を下回った企業が2者もあったと。しかも4,200万でKさんはやりますよと言っているんですけども。ということは、設計価格の妥当性がやはり私は気になってしまいうんですけども、発注担当として気にならないのか。あるいは、なぜだというヒアリング等を行って、自分たちの発注金額がもしかしたら間違っていたんじゃないかという、常にやはりそういう自問自答をしていただかないと、私どもは最後の結果からしか見ないんですけども、なぜこのようなことが起こるのかというその原因が分からないことには、それであればこういうふうにされたらよろしいんじゃないですかという何かアドバイスもできないかなと思うんですけども、この2者、J社さんとK社さんには何かそういったヒアリング等はされたのでしょうか。

○委員長 お願いします。

○下水道課 こちらのほうのK社さんのほうは、当時、この前段に別の場所で工事をやっております、市内の。それで、もうそのまま引き継げるという部分で、現場の部隊がという形で、入札に参加してやってみただけでも駄目でしたというお話はそのときに聞いておりましたので、引き続きやれるというふうな思いだったのかなと思いました。

○委員 いや、もしそれが理由だとすれば、こちらは願ったりかなったりなんじゃないんですか。それは、当初、積算価格に様々な初期の準備費用だとか、そういったものは当然面倒見るというふうになるんですけども、たまたまかもしれないけれども、このK社さんはその部分はどう要らないよと言っているんですから。

あと、ですから、最低制限価格のやはりその内容についても、その積算内容について、この業者の場合にはたまたまかもしれない、たまたまでも何でもいいんですよ、やっぱり値段は高いよりは安いほうがいいに決まっているんで、同じレベルの工事やっていただければ。それを単に金額下回ったからといって形式的に失格にするというのは、ちょっと私

は会計士なので、経済合理性というのが一番私は気になるんですけども、その経済合理性の観点からは何かおかしいことをしているなというふうに感じますが、いかがでしょうか。

○事務局 お答えいたします。

ダンピング対策につきましては、国や県、様々な自治体が行っております。やはりその若者ですか、そういった方々が建設業だったり、コンサル業界になかなか定着しないということで、やはり最低制限価格につきましては、多くの自治体でも設けるようになっております。

なお、その率につきましては、「中央公共工事契約制度運用連絡協議会」モデルというものがあるんですけども、国や県が基準にしていますこのモデルに従って最低制限価格だったり調査基準価格等を設けておりますので、その基準を本市のほうで独自に設定するというのは、ノウハウがないものですから、ある程度一定の基準に従いまして、最低制限価格だったり、失格基準、あと調査基準価格ですか、そういったものを設けているのが実情でございます。

以上となります。

○委員長 委員の先生方、いかがでしょうか。委員。

○委員 いいですか。

塩竈市さんをフォローするわけじゃないんですけども、やっぱり今そのダンピング対策というのが今後ますますどんどん深刻化してきています。どうしてもそれが全て下請の企業であったり、あとは実際現場で働く労働者の賃金の逡減といったつけかな、何かそれをたたいてというのが現状にあって、それを何とかしなければならないという部分で、いろいろ調査基準価格であったり、失格判断基準というのをほとんど毎年のように国のほうで改定しながらやってきて、県もそれに合わせてやってきてはいます。やっぱり今からそういった、今業界のほうも担い手不足とかで技術者が不足しているという部分もあって、なかなかその入札に参加できないとか、あと業者のランクがどうしても技術者が少ないためにランクが下がっていくとか、そういった課題が今出てきていて、そういったこともあって、週休2日制の話であったり、処遇改善に向けた取組であったり、生産性の向上とか、そういうのを今ちょっと今何か塩竈市さんのこの特別簡易型の総合評価の評価項目見ていると、そういうのが含まれている部分もあれば、ちょっと含まれていない部分もあるように見受けられていますので、今後そういった面も考慮しながら、これ適宜総合評価の評価項目と違って多分改正されてきていると思いますので、そういったやっぱりその時代時代に即した、何とか地元企業を育て

られるようにしていかなければならないなという認識を持って、この総合評価のちょっと内容の検証を進めていけばいいのかなというふうに考えていました。なので、よろしくお願ひします。

○委員長 ありがとうございます。お願ひします。

○事務局 すみません、ちょっと補足でございますけれども、5ページのほう、ちょっと資料のほうご覧いただければと思います。

5ページのほうが総合評価の調査書となっております、下のほうです、一番下の表で地域貢献というのがございます。こちらのほうが、営業所が市内にあるとか、本店があるとか、地域住民の雇用だとか、やはり地元の部分のほうに加点される項目なので、市外から参加している業者さん、先ほどのK社さんであるとかは、やはりチャレンジをしていかないとなかなかこの点数部分が、価格点を下げないとこの部分が取れないということで価格を下げてくる。その結果として下回ってしまうというのが、実際その地元外の業者さんはそういった傾向が見られるというのがあります。

以上でございます。

○委員長 委員、お願ひします。

○委員 総合評価方式を採用する基準というか、一番重要なことは、特別なノウハウを持っている業者を、単に価格ではなくて、それでもって一番重要なのは、出来上がった工事の安全性とか、あるいはそれを、まあ補償まではちょっとあれかもしれないですけれども、できたらすぐ壊れたとか、そうなってくると、污水管が、これは大変なことになるんで、安かろう悪かろうは駄目だよと。それで、ある程度の値段じゃなきゃいけないし、それから、ある一定のレベルを持っていなければいけないわけです。ですから、地域貢献というのは、確かにそれも重要な要素ではあるんだけど、総合評価方式における実質的な意味でのところからは外れると思います。要は、技術レベルからすれば外れるものだと思います。逆にその地域貢献を、総合評価方式を採用して地域貢献を重要視すると、地域の独占企業をつくってしまうというデメリットもあると思います。

ですから、その辺をどのように比較考慮するのが重要なんですけれども、今回の工事が本当に総合評価方式を採用しなければならないのかというのは、何か私その辺の、ですから基準をちゃんと、単なる、何ていうんでしょうか、金額基準ではないです。重要なことは、新規参入、今後若い人だとか、事業をやっていこうという人が地域で育ていただくことも非

常に重要なケースで、場合によってはJVとか、力の足りない人が組んで、それで価格がそれに見合うのであれば、そういったことの方も積極的に育てていくという姿勢も重要だというふうに考えているんです。とすると、何か今回のこの結果を見ると、ちょっとさっき言った特定の独占企業を優遇するかのような、どうしても私は印象を拭き切れないのでございます、正直申し上げます。

○委員長 結構難しい問題の話に。

○委員 なりますね、そこは。

○委員長 形式基準ではなかなかはかれないんですけれども。委員、お願いします。

○委員 この総合評価の中の過去の5年というのは、これは5年というのがある種決まりというか、一定のものなんですか。例えば、今の話をちょっと引き継ぐわけではないんですが、もし仮に新規事業者さんが入ってきたいということだとすると、5年というのは縛りとしては結構厳しい縛りかなというふうにも思ってきたりするんですけれども、この5年というのをもう少し短縮するとか、そういったような部分のところというのはあまり考えられないものなんですか。

○事務局 お答えいたします。

本市のこの総合評価落札方式の基準につきましては、一応、他自治体等参考にしながらつくっているものでございます。なので、必ずしも、委員おっしゃるとおり、その5年ですか、縛りというのも必ずしも5年ではないので、委員からのご指摘等を踏まえまして、その期間につきましてそれを検討させていただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長 ほかにございますか。ありがとうございました。

それでは、これで「令5-単 新浜町二丁目污水管更新工事」の質疑を終わります。どうもご苦労さまでした。

それでは、以上をもちまして本日の議事を終了したいと思います。
